平成２５年（フ）第２１６号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目11番地２　ドリーム花水木参番館202号
債務者　上原小夜子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８６号
高知市大津乙276番地　セジュールセントレ105
債務者　吉川　晃生
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９０号
高知市南ノ丸町14番地
債務者　門田　圭市
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０５号
高知市孕西町91番地　松村荘西
債務者　杉本　盛重
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７７号
群馬県太田市細谷町1274番地５　朝日コーポ細谷101号
債務者　内田　治良
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３１１号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―905号
債務者　磯谷　善明
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３１号
神奈川県平塚市浅間町５番20―302号　渡辺ハイツ
債務者　大貫　朝美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３７号
神奈川県平塚市南金目1449番地の１
債務者　櫛田　玉江
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０２号
静岡県富士市今泉2035番地の13、前住所静岡県富士市一色127番地の８
債務者　西川喜美江
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２１８号
愛知県安城市安城町若宮49番地１　エクセルグランデ南安城202
債務者　栗山由美子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
愛知県岡崎市伊賀町字６丁目56番地１　美山荘102、前住所愛知県岡崎市松橋町２丁目４番地１　藤田マンション101
債務者　天野　公博
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
愛知県岡崎市橋目町字大師７番地　ハッカハウスＤ
債務者　正光　伸生
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3299番地の１上原アパート305号室
債務者　内間　長伸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５３号
沖縄県浦添市宮城２丁目40番７―206号　うえしろマンション
債務者　上地　朝子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８８号
北海道登別市新生町１丁目８番地２
債務者　政田　孝一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
福島県会津若松市城前６番15号　市営住宅Ａ棟１号
債務者　越石　正高
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
愛知県江南市高屋町御日塚11番地１
債務者　國立　清美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部